

様式第三十五号の三（第十三条の四関係）

有害使用済機器保管等変更届出書  
(記載例)

令和〇年〇月〇日

(あて先) 一宮市長

届出者

住所 愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地

氏名 一宮株式会社 代表取締役 一宮 太郎  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0586 - 00 - 0000

年 月 日付で届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）	代表取締役の変更 〇〇 〇〇	□□ □□

変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）

(ふりがな)氏名	生年月日	住所

変更の理由	代表者の新任退任
-------	----------

変更予定年月日	令和〇年〇月〇日
---------	----------

備考  
1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。  
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

様式第十七号の2の1（第十三条の三第二項第一号、第十三条の四第二項関係）

事業計画の概要を記載した書類

(記載例)

1. 事業の全体計画（変更届出時には変更部分を明確にして記載すること）

- ・ **携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具**  
事業者から排出される携帯電話端末等を収集し、保管する。
- ・ **パーソナルコンピュータ**  
事業者から排出されるパーソナルコンピュータを収集し、保管する。その後、手作業で分別し、不要物については破砕機で破砕を行う。
- ・ **廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第10号**  
事業者から排出される廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第10号を引き取り、保管する。その後、選別機で選別を行う。
- ・ 処理後物については、製品の原料となりうる有価物については販売し、販売できない廃棄物については、委託処分する。

2. 保管、処分又は再生する有害使用済機器の種類及び処分量等

	有害使用済機器の種類	処理量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処理の区分 (処分又は再生に あつてはその方法)	予定処分先等の 名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	0.3t/月 (保管)	固形	㈱〇〇「他3社」 〇〇市〇〇町〇 -〇	保管	〇〇㈱ (売却) 〇〇市〇〇町〇-〇
2	パーソナルコンピュータ	0.5t/月 (保管) 0.5t/月 (処分)	固形	㈱〇〇「他4社」 〇〇市〇〇町〇 -〇	保管(手解体を含む。)及び処分 又は再生(破砕)	〇〇㈱ (売却) 〇〇市〇〇町〇-〇 ●●㈱ (最終処分) 〇〇市〇〇町〇-〇
3	廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第10号	20t/月 (保管) 20t/月 (処分)	固形	㈸〇〇「他5社」 〇〇市〇〇町〇 -〇	保管(手解体を含む。)及び処分 又は再生(選別)	〇〇㈱ (売却) 〇〇市〇〇町〇-〇 ●●㈱ (破砕) 〇〇市〇〇町〇-〇
4				( ) 書きで予定運搬先の処分方法を記入してください。		
5	有害使用済機器の種類に対して、排出事業場が複数ある場合は、代表的な事業場を記入して、「他〇社」と記入してください。					

備考 取り扱う有害使用済機器の種類ごとに記載すること。

有害使用済機器の種類については、政令第16条の2第1項を参照すること。

(日本産業規格 A列4番)

様式第一七号の2の2（第十三条の三第二項第三号、第十三条の四第二項関係）

施設の概要	
処理施設の種類	破砕施設
設置場所	〇〇市〇〇町〇-〇
設置年月日	令和〇年〇月〇日
処理能力	10 t/日 (1.25 t/時)
処理する有害使用済機器の種類	廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第20号
処理施設の処理方式、構造及び設備の概要	投入口より、解体した有害使用済機器を投入し、破砕を行う。 構造等は別添構造図面参照。
備考 施設の種類ごとに記載すること。（政令第十六条の三第三号で規定する環境大臣が定める方法により行う場合に使用する施設も含む。）	

様式第十七号の2の3（第十三条の三第二項第五号、第十三条の四第二項関係）

処分又は再生後に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類

廃棄物又は再生品の種類	廃プラスチック類	
発生量 (t/月又はm <sup>3</sup> /月)	5 t/月	
廃棄物の 処理方法	自己処理	(処理場所)
		(処理方法) 埋立処分 ・ 海洋投入処分 ・ 中間処理 ( )
	委託処理	(処理業者名) 〇〇株式会社
		(処理方法) 埋立処分 ・ 海洋投入処分 ・ 中間処理 (焼却)
備考	再生品として利用できなかったものは、廃棄物として焼却処分する。	
再生品の 利用方法	利用方法	(利用先業者名) ㈱〇〇
		(利用方法) 売却 ・ その他 ( )
	備考	(所在地) 〇〇市〇〇町〇-〇
		3,000 円/t で売却する。

現に有害使用済機器の保管等について業として行っている場合は、実際の取引先の情報を記載してください。

備考 処分又は再生後の廃棄物又は再生品の種類ごとに記載すること。

様式第十七号の2の3（第十三条の三第二項第五号、第十三条の四第二項関係）

処分又は再生後に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類		
廃棄物又は再生品の種類	鉄くず	
発生量 (t/月又はm <sup>3</sup> /月)	15 t/月	
廃棄物の 処理方法	自己処理	(処理場所)
		(処理方法) 埋立処分 ・ 海洋投入処分 ・ 中間処理 ( )
	委託処理	(処理業者名)
		(処理方法) 埋立処分 ・ 海洋投入処分 ・ 中間処理 ( ) (所在地)
備考		
再生品の 利用方法	利用方法	(利用先業者名) 有〇〇
		(利用方法) 売却 ・ その他 ( ) (所在地) 〇〇市〇〇町〇-〇
	備考	5,000 円 / t で売却する。
備考 処分又は再生後の廃棄物又は再生品の種類ごとに記載すること。		

現に有害使用済機器の保管等について業として行っている場合は、実際の取引先の情報を記載してください。

## 有害使用済機器保管等の届出に係る他法令チェック票

確認年月日	確認先	法令名	確認結果	チェック欄※
平成〇〇年 〇〇月△△日	〇△市役所 建築住宅課 〇〇〇△ 〇〇△〇-△〇-〇△〇 △	建築基準法	当該事業計画は建築基準法第51条に基づく特殊建築物の許可は不要であるとの回答であった。また、当該建物は建築確認の申請書を提出して建築主事の確認を受けています。	
平成〇〇年 〇〇月△△日	〇△市役所 建築住宅課 〇△△〇△ 〇〇△〇-△〇-〇△〇 △	都市計画法	当該事業計画は都市計画法第29条に基づく開発行為の許可は不要であるとの回答であった。	
平成〇〇年 〇〇月△△日	〇〇建設事務所 維持管理課 〇△〇〇 〇〇△〇-△〇-〇△〇 △	砂防法	当該事業計画は砂防法第4条に基づく砂防指定地内行為許可は不要であるとの回答であった。	
平成〇〇年 〇〇月△△日	同上	河川法	当該事業計画は、河川法第24条に基づく土地占有許可、第26条に基づく河川区域内における工作物の新築等の許可、第27条に基づく河川区域内の土地の掘削等の許可、第55条に基づく河川保全区域内の行為の許可は不要であるとの回答であった。	

注1) 確認先の欄には、担当部署名、担当者の名前、電話番号を記入して下さい。

注2) ※には記入しないでください。

環境保全対策		
	項目	対策内容
1	当該保管に伴う汚水の飛散・流出・地下浸透及び悪臭の発散を防ぐために必要な措置（※油外使用済機器の品目に応じ記載）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水が流出しない容器（〇〇製）で保管し、容器の積み上げは行わない。</li> <li>・保管場所の床面にコンクリートを敷設し、周辺に排水溝を設置する。</li> <li>・油水分離装置を設置する。</li> </ul>
2	保管の場所において騒音又は振動が発生する場合における、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないために必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入／搬出には、極力低騒音型の車両を用いる。</li> <li>・夜間営業を行わない。</li> <li>・処分行為は建屋内でのみ行う。</li> </ul>
3	有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管する方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害使用済機器とその他の物の保管場所に仕切りを設ける。</li> <li>・有害使用済機器とその他の物を別々の容器に保管する。</li> </ul>
4	有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合における、これらを適正に回収し、処理する方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害使用済機器に含まれる電池、バッテリー等について、搬入時に手解体等でこれらを回収し、分別保管する。</li> </ul>
5	保管の場所に、ねずみが生息せず、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないために必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日の清掃を行う。</li> <li>・雨水が溜まらないよう保管場所に傾斜をつける。</li> <li>・腐敗性のものが付着した機器を受け入れない。</li> </ul>

実際の対策内容を記載してください。